中国の責任保険市場の特徴と課題：責任保険の社会経済的機能に着目しながら

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2016-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): liability Insurance, Economic Function, Social Function, Insurance Market in China, Understanding of Liability Insurance 作成者: 神田, 恵未, カンダ, エミ, KANDA, Emi メールアドレス: 所属:
URL	https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/4031

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

中国の責任保険市場の特徴と課題
―責任保険の社会経済的機能に着目しながら―

学芸学部　ライフプランニング学科　神田　恵未

要旨：本稿では、責任保険の経済社会的機能に着目しながら、中国の責任保険市場に焦点を当てた。ここでは、普遍的な視点から責任保険の構造に着目し、その経済社会機能についての考察を通して、現代経済システムにおける責任保険の必要性と重要性を再確認した。そのうえで、中国の責任保険市場の現状をサーベイし、市場の発展プロセスにおける特徴や問題点を明らかにした。分析結果として、中国の責任保険市場は市場規模が小さく、市場の寡占化状態が深刻であること、地域性が強く、外資系保険会社の市場参入が東部沿岸地域に集中していること、法整備の遅れと個人や企業の責任保険意識が依然低いことを明らかにした。最後に責任保険の普及に向けて、これらの諸問題への対応改善策を検討した。

キーワード：責任保険、経済的機能、社会的機能、中国保険市場、責任保険意識

1. はじめに

責任保険とは、「法律上の損害賠償責任」を負担することによって被る損害を補償する保険である。この「法律上の損害賠償責任」には、不法行為責任、債務不履行責任、瑕疵担保責任など、民法、商法、その他一切の法律に規定されている損害賠償責任が含まれる。その中でも主となるものは民法第 709 条に規定する「不法行為責任」[1] であり、故意または過失によって他人の権利を侵害する行為（不法行為）で生じた損害について、加害者は賠償責任を負うとしている。責任保険の対象リスクは、第三者への賠償責任である。この第三者賠償責任は、被保険者の責任が原因となる不慮の責任事故によって生じる多額の金銭支払いリスクである。しかし、加害者になりうる可能性が高い被保険者、そして社会的に批判される側のリスクを保険会社が引き受けることは、社会的公正さに欠けるようにも見受けられるが、被害者救済や被害者の損失に対して迅速に賠償金を支払うことで、被害者は直接的に経済的補償を受けている。その意味で、第三者賠償責任は責任保険制度の存在によって、加害者（被保険者）と被害者の両方にとって、有効な補償制度であるといえる。大量生産、大量消費の社会において、消費者の利便性が向上したものの、リスクの複雑化が顕在化することによって、社会的コストの上昇をもたらす可能性がある。

保険の発展の歴史を遡ってみると、その第 1 段階は、伝統的な海上保険および火災保険の普及による損害保険市場の成長である。第 2 段階は、生命保険の普及であり、その市場規模は損害保険市場よりはるかに大きい。そして、第 3 段階の発展は、責任保険の普及である考えられる。保険は資本主義の産物であり、市場経済を前提とする。したがって、高度に発展していく市場経済のニーズに合わせた新たな保険商品の設計が求められる。とくに、経済のグローバル化にともない、企業活動が国境を越えて活発になっている今日、責任保険の必要性がつとに増して高まっているといえる。

本稿では、責任保険の社会経済的機能に着目しながら、中国の責任保険市場に焦点を当てることとする。論文の構成は次のとおりである。第 2 章では、普遍的な視点から責任保険の構造的特徴に着目し、責任保険の社会経済的機能について考察することを通じて、現代経済システムにおけるその必要性と重要性を再確認する。さらに、企業の事業活動における責任保険の役割と機能を検討する。第 3 章では、中国の責任保険市場の現状をサーベイし、その発展プロセスにおける市場の特徴や問題点を明らかにする。第 4 章では、責任保険の普及に関する一般的考察をふまえながら、中国の責任保険市場の諸課題を分析し、その対応改善策を探りながら検討していくこととする。

2. 責任保険の特徴と機能

2.1　対象リスクの多様性

保険の基本機能は、リスク移転にある。現代社会は複雑な生産・消費構造を持っており、さらに 2000 年以降インターネットの普及によって、ネット社会化としつつある。従来の生産と消費の段階で起こりうるリスクと生命保険が網羅する生きるリスク・死ぬリスクのほか、新たにインターネットの利用によるさまざまなリスクが顕在化している[2]。

このようなリスクの不確実性は、まさにリスクの普遍性を意味している。誰かにいつ、どこで、どれほどの頻度や規模で予想できない損失・損害が発生するか、把握できないため、その発生は不確実である。たとえば、経済活動の多様化・複雑化にともない、さまざまな商品の使用などによる怪我や死亡事故などが発生するようになった。賠償責任リスクがさまざまな賠償責任事故に潜んでいる[3]。保険者である保険会社は、さまざまなリスクをともなう個人の行動の中で発生した保険事故（ここでは保険契約内容に定めて賠償責任事故を指す）による損害を賠償する。そして、被保険者はあらかじめ確定した保険料を負担することで、その行動にともなう不確実性をできるだけ小さくすることができる。科学技術の進歩は、我々の生活の利便性を向上させる一方で、常に新たな賠償責任リスクの発生の可能性を秘めている。

2.2　責任保険の経済的機能

責任保険は、万が一の事故が発生し第三者に死傷を負わせたり、物品の損害など、被保険者が法律上の賠償責任を負担する場合に保険金の支払いを行うことで機能する。その他の保険と異なり、責任保険の仕組みが複雑であり、普及には被保険者・保険者と第三者の価値観や法的意識の相違が大きく影響しうる。責任保険を利用することで、被保険者が被害者に対して賠償責任を果たすことができるため、責任保険は間接的に被害者の救済に機能する。したがたって、責任保険の歴史は経済活動の活発化にともなって形成し、賠償責任リスクの顕在化により企業の事業経営において、一層重要視されるようになってきた。

加害者になりうる被保険者の責任保険利用は、合理的であることはいうまでもない。しかし、その賠償責任の限度額を設計する際に、いかに加害者たる被保険者の過失責任ルールが制定されるかが肝心である。堀田（1990b）は、「責任保険は、本来、被保険者が第三者に対して法律上負うべき損害賠償責任について、その加害者の金銭的損害を填補することを目的としている。したがって、ここで被保険者すなわち、当該事故の加害者は賠償責任を負っていることが前提となって、保険金が支払われることになる。すなわち、過失基準を満たしていなかったことが司法当局によって判定されたことになる。過失責任ルールでは、加害者は過失基準に満たしている限り、賠償責任の義務から免れる」と指摘している。したがって、責任保険において、賠償責任リスクを幅広くカバーできる商品設計が必要である。

一方で、責任保険を利用するかどうかという問題は、加害者のリスク選好にも関わってくる。リスク回避的である加害者は、自ら事前に責任保険に加入することを検討し、あらゆる不確実性による賠償責任リスクを保険者に移転する意向が強い。しかし、危険回避的ではない加害者は、自分の行動がもたらす不法行為によって発生する賠償責任リスクを過少評価している側面が強い。潜在的加害者が保険を利用することは、被害者に対しては損害填補資力をより確実にすることにはなる。したがって、潜在加害者が責任保険を利用でき、しかも加入するならば、保険が効率的に運営される限り、社会的に望ましい状態に導くことになる[4]。

2.3　責任保険の社会的機能

責任保険が賠償責任の履行を通じて社会的コスト[5]を節約できることは、責任保険の社会的機能である。また、被害者は法的手段によって自分の利益を守ることができる。責任保険の当事者は、責任保険の保険金を受け取る被害者、責任保険料の支払い義務を負う被保険者たる加害者、そして責任保険事故が発生した後に保険金の支払い義務を負っている保険会社である[6]。このような保険契約関係を共有する利害関係によって三者が関わることは、社会的な見地から被害者救済が実現できることの意義は大きく、被保険者も賠償責任の履行にともなう経済的リスクを低減させることができる。責任保険が機能することによって、社会的なコストが低く抑えられることが可能となる[7]。

責任保険は、加害者の賠償責任リスクを引き受けることで、付随的な機能として、被害者救済となっているため、社会活動の安定化に大きく寄与するといえる。すなわち公平性の観点から望ましい状態であるといえよう。責任保険がうまく機能するとすれば、多くの場合に対立する関係にある賠償責任ルールが目標としている効率性と公平性を止揚させることも可能である。責任保険の存在するところでは、潜在的加害者（＝被

保険者）は、事前の定額かつ低額な保険料を負担することによって、保険金額の範囲内で賠償責任を免除されることになって、責任追及は形式的なものとなり、現実的には事故責任者と損害負担者とは分離されることになるからである[8]。

責任保険の社会的機能は、責任保険加入率の累積的増加と経過的な普及の結果として現れる。とくに、賠償責任ルールの選択にもとづき、賠償責任の履行を実現するシステムの形成によって、二つの機能を内包することとなる。1つ目は、保険会社の保険利益の実現であり、それは大局的に民間保険会社が提供するリスク移転手段による社会的費用の低減を実現することとなる。2つ目は、責任保険の公益性である。取引コストの最小化によって、資源配分の最適状態が実現できるならば、それは責任保険システムの存在によって可能となる[9]ことを意味する。

3. 中国における責任保険市場の発展と諸問題

3.1　現状分析

中国の保険市場は今日、世界保険市場の上位5位に入るほど巨大な市場となっている。さらに、中国保険市場は、持続的な経済成長を背景にもっとも潜在成長性の高い保険市場としも注目されており、外資が積極的に中国保険市場へ参入している。とくに、個人所得の増加による保険ニーズが顕在化し、生命保険市場が急拡大した。続いてモータリゼーションの到来により、自動車保険の普及が進み、損害保険市場拡大の牽引役となった。そのほか、企業活動の活発化にともない、責任保険分野の潜在的ニーズが高まっている。しかし、その他の保険と比べ、責任保険の構造は複雑であり、一般的な保険商品の普及よりさらなる事業努力が必要であり、中国の責任市場規模は依然小さい状態にある。

1990年代以降、改革開放経済政策の遂行を受け、保険市場の対外開放が拡大し、多くの外国保険会社が中国市場に参入したことにより、成熟市場で培われた経験や専門知識が導入された。それまで中国国内で馴染みのなかった専門職業賠償責任保険、医療過誤賠償責任保険、会社役員（D&O）賠償責任保険、環境汚染賠償責任保険などさまざまな新商品が徐々に中国に紹介され始めた。しかし、外資系保険会社の多くは、自社と保険契約関係のある（被保険者）一般企業が中国市場へ進出の際に、顧客維持と契約保全、そして保険会社自体の海外展開の足掛けとして、一般企業の海外市場進出に合わせて積極的に海外保険市場へ進出する傾向が強い。その結果、外資系損害保険会社は本国の企業向けの商品設計を継承するため、中国市場向けの商品開発が遅れており、本格的な市場参入がまだ先の話となっているケースが多い。したがって、外資系損害保険会社の責任保険の全体的な市場占有率は依然小さく、今後の事業展開が必要と考えられる。

発展の初期段階における中国責任保険の普及は、強制加入の各種責任保険制度の導入によって、消費者の賠償責任リスクへの認知を高めることが重要である。中国経済の高度成長を受け、個人の可処分所得が増加し、自動車の個人所有が一つの生活ステータスとなりつつあることを背景に、トヨタや日産など世界最大手の自動車メーカーが挙って中国国内にて自動車の生産拠点を構え、中国の国産自動車メーカーとの熾烈な競争を繰り広げた。しかし、道路状況や安全運転意識の欠如などにより自動車事故が急増した結果、事故を引き起こした加害者の賠償責任履行リスクや被害者の自動車事故による傷害リスクが顕在化した。それを背景に自動車保険のニーズが高まり、自動車保険の普及が進んだ[10]。責任保険分野としても、自動車事故強制責任保険が主力保険の1つとなっている。

図表1で示しているように、中国における責任保険市場の発展は、損害保険市場全体の発展と歩調を合わせるような形で市場規模が拡大している。損害保険市場の平均成長率16.7％に対して、責任保険市場の平均前年度成長率は16.5％である。損害保険市場に占める責任保険市場の割合は2000年から2013までの14年間のスパンでみても、ほぼ変わらず、3％台で推移している。責任保険市場は発展しているものの、損害保険市場全体に占める割合は依然低く、普及の余地があることが窺える。

さらに、責任保険市場と損害保険市場発展の相関性分析からわかるように、そこに非常に強い相関性（0.996096）がみられる。つまり、責任保険の収入保

図表1　中国における責任保険市場の発展状況

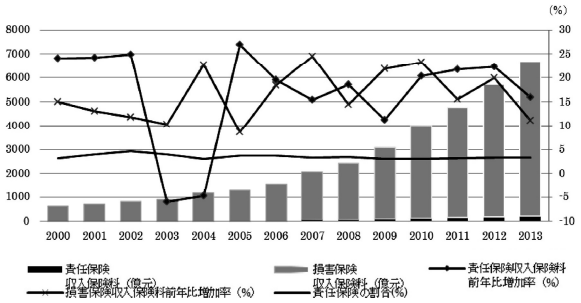

出典：『中国保険年鑑』各年度版により、筆者作成。

険料の増加と損害保険収入保険料の増加において、線形相関性が存在する（図表 2 を参照）。

なお、回帰分析モデルによって明らかになったのは、責任保険収入保険料が 1 億元増加する度に、損害保険収入保険料は 31.605 億元増加することを意味している。つまり、責任保険市場の成長は損害保険市場全体の発展に大きく寄与し、責任保険の重要性が増すと、保険者の果たす役割も大きくなる。

図表 2　損害保険と責任保険市場の相関関係図

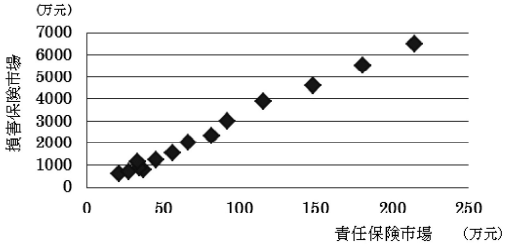

出典：『中国保険年鑑』各年度版により、筆者作成。

3.2　責任保険市場の特徴と問題点

（1）責任保険市場規模と地域格差問題

地域経済格差の存在が、中国保険市場の発展に大きく影響しており、責任保険市場にも同様な特徴がみられる。つまり、経済発展の著しい東部沿岸地域における責任保険市場の成長も著しい[11]。これらの地域において、外資系保険会社の市場参入が活発である。責任保険は、企業活動の拡大にともないそのニーズが顕在化するため、他の保険市場と比べて、地域性がさらに顕著である（図表 4 参照）。また、責任保険市場にみ

図表 3　回帰分析

回帰統計	
重相関 R	0.996096
重決定 R2	0.992207
補正 R2	0.991558
標準誤差	178.2757
観測数	14

分散分析表

	自由度	変動	分散	観測された分散比	有意 F
回帰	1	48561266	48561266.49	1527.937715	5.06799E-14
残差	12	381386.7	31782.22908		
合計	13	48942653			

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 95.0%	上限 95.0%
切片	-134.598	82.01548	-1.64113002	0.126700263	-313.294437	44.09831	-313.294	44.09831
X 値 1	31.6047	0.808535	39.08884387	5.06799E-14	29.84305359	33.36635	29.84305	33.36635

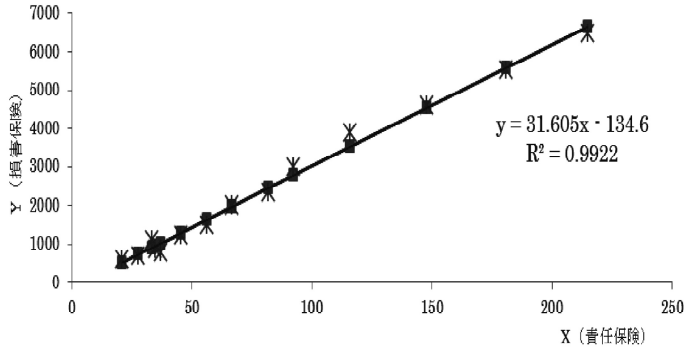

出典：『中国保険年鑑』各年度版により、筆者作成。

図表 4　損害保険大手 3 社の地域別責任保険市場（上位 5 位）の比較（2013）

	PICC 損害保険	太平洋 損害保険	平安 損害保険
第１位	江蘇	上海	上海
第２位	四川	広東	広東
第３位	広東	江蘇	江蘇
第４位	北京	北京	深圳
第５位	山東	山東	北京
責任保険/損害保険収入保険料(%)	2.2%	3.4%	3.8%

出典：『中国保険年鑑　2014 年版』より、筆者作成。

られる地域格差は、人口規模とあまり関連がなく、地域の経済成長性との相関性が非常に強い[12]。

(2) 責任保険市場の寡占化問題

責任保険市場の主要プレーヤーは、中国資本の大手損害保険会社に集中しており、責任保険市場の寡占化が進んでいる。たとえば、2013 年度中国損害保険最大手の中国人民財産保険グループの責任保険収入保険料総額は約 84.4 億元であり、責任保険市場全体におけるシェアが約 39%に達している。さらに、市場シェア 2 位の太平洋保険グループは約 13%、第 3 位の平安保険グループは約 12%を占めている[13]。つまり、損害保険 3 大手は、責任保険市場全体の約 64%を寡占している。外資系保険会社は、特定の地域において、市場占有率を伸ばしている。それは、いうまでもなく、東部沿岸地域に集中した市場競争である。その要因として、責任保険分野におけるリスク分散ツールのコストが高く、責任保険事業展開の全体的なコストが依然高いことが考えられる。とくに、責任保険から再保険市場へのリスク移転とリスク分散システムの形成が課題となっている。

(3) 責任保険商品のリスク細分化問題

中国の責任保険市場では、次の 3 つの責任保険が主力商品となっている。1 つ目は、使用者責任保険（任意自動車保険）である[14]。2 つ目は、いわゆる一般賠償責任保険である。3 つ目は、製造物賠償責任保険である。近年中国資本の新規市場参入による商品競争が激しくなり、責任保険分野の商品細分化が進んでいる。従来の一般賠償責任保険から一般施設の失火責任のみを担保する賠償責任保険、教育施設専用の賠償責任保険、ホテル・旅館業向け賠償責任保険、特殊な什器・機器を対象とした賠償責任保険など、リスク細分化による商品戦略が功を奏し、賠償責任保険市場はより活発化されていくと考えられる。しかし、被保険者の多様化したニーズに応えられる新しい商品開発が進んでいるものの、責任保険の利用インセンティブが依然低い。その結果、保険加入率が非常に低いため、保険会社は引受技術および商品の改善を基に、より多くの潜在的被保険者を獲得するための市場戦略が求められる。このような状況下で、再保険の需要が増加した。とくに、国内の元受保険会社が新たな保険商品設計を行う際には、保険約款の制定、保険料の設定、アンダーライティング、リスク管理、事故処理などに関して国際的な再保険パートナーからの強力な技術的支援を必要とすることが多い。とくに保険会社が複雑な商品を開発する場合には、グローバルな再保険会社の技術的支援を求めることを保険監督管理委員会も奨励している。これは責任保険市場で引き受けた巨額の賠償責任リスクを再保険市場で分散することができるうえ、再保険会社と元受保険会社がお互いに付加価値を提供できる分野である。

4. 中国の責任保険市場の成長過程における諸課題

4.1　責任保険加入の阻害要因

(1) 経済環境の制約要因

中国における責任保険の普及が経済発展の度合いに合わせた形で大きな進展を見せないのは、やはり責任保険の重要性に対する認識の低さがもっとも重要な原因である。まず、企業の責任保険ニーズが依然低い。次に、個人の責任保険に対する認識が低い。その背景に、法制度の整備の遅れや国民性が大きく影響している。中国社会が訴訟を好まないため、社会全体の責任保険に対する需要が低い原因といえる。民事裁判や損害賠償請求裁判などの被害者自身の法的意識、つまり法によって自分自身の利益を自分で守るという意識が依然低い。また、社会保険による相殺効果も責任保険の普及を制約する 1 つの要因になっていると考えられる[15]。

(2) 責任保険市場の需給不均衡要因

責任保険市場において、供給者側にしても需要者側にしても、制度上の欠陥が存在しているため、供給不足と需要不足が同時に存在している状況にある。保険会社による、責任保険の認知度を高めるための市場開拓が不十分である。また、市場経済システムによる資源配分がうまく機能しない側面が存在し、災害事故や賠償訴訟をめぐり、往々政府が煩雑な事後処理等に介入することによって、最終的な責任を取る形になるケースも少なくない[16]。つまり、今後対処すべき課題は、低い需要と高い契約獲得コストのジレンマを解消することである。また、企業のコスト意識を改革するとともに、責任保険に加入することで損害防止義務を怠ることにより発生するモラルリスクへの対処策も必要である[17]。

(3) 法制度の未整備要因

健全な法システムは、大量生産過程における責任負担転移のニーズの基礎である。責任保険は、民事賠償責任制度の目的達成にあたって重要であり、民事賠償責任制度の発展を促進しているといえる。また、責任保険は民事賠償責任制度の補完的役割を果たす一方で、制度改善も期待できる[18]。一方で、現行の法制度の施行プロセスにおける人為的操作が増える場合、法制度の厳格性と公平性を歪めてしまう恐れがある。また、個人の法令遵守意識の低さが、社会システムの健全化にマイナスの影響を与えることとなる。つまり、法によって自分の合法的利益を守るという認識より、地縁・血縁をベースとした家族主義が凌駕することとなる。

(4) 加入者のモラルリスク

責任保険に加入する目的は、将来自分自身の不法行為によって生じるうる賠償責任のリスクを保険会社に転嫁し、保険保護を得ることである。それは、責任保険利用者の合理的な行動であり、リスク回避的な潜在的保険消費者が積極的に加入するであろう。しかし、責任保険に加入することで、事故防止義務を怠る場合、保険会社にとって支払いリスクが高まることを意味し、最悪の場合保険金支払い不能に陥り、経営が行き詰まることもありうる。また、保険金を目当てに、意図的に保険事故を起こしたり、あるいは違法行為を行った場合、保険経営にとって、さらなる危険性を孕むこととなる。現在の中国では、責任保険市場の規模が小さく、責任保険引き受けによる保険利益がまだそれほど見込まれない実情のなかで、各種制度の不備や保険意識の低さから、加入者のモラルリスクが顕著であるといえる[19]。

4.2 責任保険の普及にむけて

(1) 法制度の整備と経営環境の改善

責任保険の普及を急速に進めるために、国民の生命や財産の安全に密接に関係する業種、社会環境の保護と密接に関係する職業などに対して、強制責任保険制度の導入を検討することを視野に入れることを通じて、社会全体に向けて広く責任保険の重要性と必要性を認知してもらうことが肝心である。とくに巨大リスクのような未曾有の被害が発生することを想定する必要がある。初期段階における強制加入制度による責任リスクの引き受けの強化によって、社会における賠償責任リスクを移転する経済的手段として、潜在的ニーズの顕在化を図っていくことが今後の責任保険の普及につながることを期待できる。

(2) 責任保険の引き受けキャパシティーの拡大とリスク管理の強化

中国の賠償責任に関する法制度は未熟であり、とくに曖昧な法規定や比較的低い賠償限度額の法定により、企業の賠償責任保険の利用インセンティブが低い。結果的に、急速な経済成長や規模拡大にも関わらず、責任保険分野の飛躍的な普及がみられない実態となっている。それは、一般の消費者が適切な賠償金を得られなかったことも意味しており、消費者利益が侵害されている側面も露呈されているといえる。保険会社は、責任保険を引き受けるにはコストをともなうことであり、市場経済システムにおける利益を追求する主体でもあるため、いかにリスク管理をし、保険利潤を得られるかが問われる。

(3) 政府支援の必要性

現在、政府主導の責任保険市場の推進政策が期待されている。「政府が指導し市場が主導して発展する」という原則の下で、政府は賠償責任保険の推進と発展に決定的な役割を果たしている。たとえば、近年急速に発展した教育施設賠償責任保険、さまざまな行政レベルの政府や教育当局からの強い後押しによって脚光を浴び、一部の都市では普及率100%に達した。比較的裕福な地方自治体政府の中には、保険料を100%政府が負担しているところさえある。また、条例等により「強制保険化」して学校が教育賠償責任保険に加入するよう義務づけている地方政府もある。急速な進展が見られるもう一つの分野は、安全生産監督管理総局(SAWS)が強力に支援する、高リスク産業(化学、花火など)の製造安全責任保険である。現地のSAWSは、非順守企業に対する操業許可の留保のような行政措置を利用して、監督下にある企業が特定の現地元受

保険会社で構成された保険プールから製造安全責任保険を購入するようにしている。このように、これらの商品が急速に発展した背景には、主に以下のような強力な政府支援が挙げられる。つまり、①地方レベルでの強制保険化、②地方自治体による保険料の支払い、③企業の保険加入を促進する奨励金、④行政措置による準強制保険化がある程度功を奏したといえる。しかし、市場経済において、やはり保険会社の積極的なマーケティング戦略が求められる。

5. おわりに

責任保険は、被保険者の賠償責任リスクの移転を通して、第三者である被害者の救済や経済活動の維持・継続に大きな役割を果たしている。責任保険が経済的・社会的機能を果たすことで、一般消費者の利益が保障され、生産システムにおける安全生産の維持と社会の安定に大きく寄与する。本稿では、中国の責任保険市場の現状とその発展プロセスにおける諸課題を明らかにすることを試みた。中国の責任保険の市場規模は依然小さく、潜在的な需要を十分に掘り起こすための市場開拓が実現されていないことを明らかにした。しかし、社会・経済環境の成熟にともなって、責任保険需要の高まりが予想されるため、法的環境の整備や保険会社のリスク引き受け能力の向上が喫緊の課題となっている。

責任保険は経済の安定に大きく寄与し、社会全体の再生産システムにとって重要な意義を持っている。それは、迅速な経済的補償の実現であり、賠償責任事故の発生による国民生活への影響をある程度防ぐことができ、社会危機の発生を未然に防止することが容易であるからである。また、社会的訴訟コストの低減にも寄与し、行政の事故処理にともなうロスを最低限にとどめることが可能となってくる[20]。このような好循環が生まれることによって、公正な市場競争環境を確保することができて、民間経済の発展を促進することが期待できる[21]。

1　民法第 709 条に規定する「不法行為責任」とは、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うことを指している。なお、賠償責任保険では「故意」による損害には保険金は支払われないため、民法第 709 条に規定する責任で保険の対象となっているのは、「過失」による損害に限定される。

2　近藤ほか（2000）は、ネットワーク上で使用者責任と監督過失が問題となる例を挙げ、それぞれの法的責任を根拠づける理論を整理し、ネット社会に存在する一般的リスクの発生によるトラブルの特質を示している。

3　責任保険は、さまざまな保険事故による賠償責任をカバーできるオプションとして、特約の形で保険利用者が選択できる仕組みとなっている。リスクの複雑化・社会化の解決手段として、重要な機能を果たしている。

4　堀田（1990a）p. 29。

5　社会的コストは、経済学における費用概念の一つである。 市場経済において内部化されていない公害、環境破壊等により社会全体あるいは第三者が被る損失＝負担させられる費用（外部不経済）のことをいう。ここでは、責任保険が存在しない場合に発生した被害者救済を第三者が負担する（つまり国民全体による税負担）ことを指している。

6　堀田（1990a）は、「責任保険が他の保険と異なる特徴は、被保険者とは別の第三者たる被害者が存在することである・・・責任保険が被保険者の負うべき損害賠償を担保することを目的とする以上、賠償責任ルールの選択から影響を受けることになる」と指摘している。p. 34。なお、李（2014）は、責任保険と他の保険商品との相違点につい次の 4 つの側面から指摘している。つまり、①保険の被保険利益、②保険の対象、③賠償責任の履行目的、④保険金支払いの理由。p. 395。

7　堀田（1990a）は、「責任保険は社会的には、事故費用を制度内に集積（内部化）しさらに分散するルートを提供するのであるが、それがいかなる経済的機能を有するものであるのか、社会的自己費用の内部化を責任保険を通じて達成するとはどういうことであるのかは、保険の社会的機能を論ずるうえで重要な意味を持つ。責任保険は、予め確定した保険料を支払うことによって、加害者が負うべき発生不確実な事故損害にたいして保険金の形で被害者に填補する」と指摘している。p. 18。

8　堀田（1990b）pp. 56～57。

9　堀田（1989）は、責任保険の効果を次のように述べている。①個人的責任の社会化、②社会的費用の内部化及び分散、③社会的危険の費用化、④損害の公平な分担、⑤被害者の損害賠償の適正化・高額化、⑥賠償意識の高揚。pp. 29-49。

10　中国における自動車保険が急速に普及した要因は、①地域別強制責任保険の存在。②保険会社の販売努力。③自動車事故強制責任保険制度の施行による加入被害者救済システムの確立。詳細は、塔林図雅（2009）および（2011）を参照されたい。

11　中国保険市場における地域格差について、塔林図雅（2010）を参照。

12　趙（2005）pp. 96−100。

13　統計データは、『中国保険年鑑　2014 年版』を参照。

14　2006 年に発足した自動車強制責任保険制度は、自動車の個人所有者が急速に増加することにともなって、加入率が急上昇した。しかし、これはあくまで強制加入の保険であるため、任意加入の使用者責任保険商品の多様化を図ることが求められている。

15　江ほか（2004）pp. 89−95。

16　関（2009）pp. 65−66。

17　江ほか（2004）pp. 89−95。

18　林（2008）pp. 53−56。

19　範（2012）pp. 86−87。

20　謝(2004）pp. 16−17。

21　郭（2007）pp. 18−22。

＜参考文献＞

青木時雄（1967）「第三者に対する賠償責任と保険」鹿児島経大論集 8(2)

浅野祐二（1989）「航空テロリズム規制の諸条約と航空会社の賠償責任について」東洋法学 33(1)

浦田一晴（1980）「論説　責任保険法研究」（責任保険法研究　その一：総論　責任保険法の総合的考察）『神奈川法学』16(2・3)

浦田一晴（1981）「論説　責任保険法研究」（責任保険法研究　その二：本論　責任保険契約構造の考察）『神奈川法学』17(2・3)

浦田一晴（1982）「論説　責任保険法研究」（責任保険法研究　その三：本論　商法における責任保険法の考察とその展開）『神奈川法学』18(1)

江生忠・邵全権（2004）「完善我国責任保険制度的幾点理論思考」『南開経済研究』第 4 期

王輝（2007）「対責任保険現状与発展的分析和思考」『新疆金融』6 月号

郭振華（2007）「責任保険：市場失霊、立法強制与道徳風険管理」『金融理論与実践』第 2 期（総第 331 期）

郭振華（2007）「責任保険市場的政府干預及応該注意的問題」『国際商務研究』第 3 期（総第 331 期）

黒川哲志（2004）「行政の危険管理責任の再構成」『早稲田社会科学総合研究』4 巻 3 号

近藤佐保子・南雲浩二・三島健稔（2000）「ネットワーク上の不正行為に関する使用者責任の検討」『信学技報』FACE2000−16、電子情報通信学会

関小艶（2009）「我国責任保険発展的思考」『金融与経済』第 5 月期

斉瀟（2009）「我国責任保険市場存在的問題及対策分析」『金融観察』11 月号

諸文輝（2005）「国内責任保険市場発展中的市場失霊現象」『上海保険』第 6 期

周成泓（2013）「我国医療責任保険模式選択」『企業経済』第 3 期（総第 391 期）

謝慧明・李中海・沈満洪（2014）「異質性視角下環境汚染責任保険投保意願分析」『中国人口・資源与環境』第 24 巻第 6 期

謝小娟（2004）「政府在推行責任保険中的角色」『中国保険』7 月号

高尾厚（1979）「自動車損害賠償責任保険に関する若干の考察」『国民経済雑誌』139 巻 6 号

谷山新良（1970）「保険の本質、構造および循環」近藤文二編『保険の基礎理論』、千倉書房

趙?慧（2005）「我国責任保険発展研究」『北京工商大学学報』第 20 巻第 6 期

趙正堂・徐高峰（2003）「従経済学視角看責任保険帰責原則的変遷」『中国保険管理幹部学院学報』第 5 期（総第 90 期）

陶存文（2007））「責任保険：国際経験及其啓示」『中国金融』第 15 期

杜逸冬（2008）「我国責任保険的発展現状及対策分析」『浙江金融』第 8 月期

塔林図雅（2009）「中国保険業における規制と競争 ―自動車保険を中心に」『保険研究』第 61 集

塔林図雅（2010）「中国生命保険事業と地域性―地域特性をふまえた生活保障システムのあり方」『生命保険論集』第 173 号

塔林図雅（2011）「中国強制自動車責任保険制度の理念と特徴に関する一考察 ―日中比較を交えて」『保険研究』第 63 集

範玲（2012）「責任保険逆選択問題研究」『対外経貿』第 6 期（総 216 期）

堀田一吉（1989）「自動車事故の補償対策と責任保険」『三田商学研究』32 巻 2 号

堀田一吉（1990a）「賠償責任ルールの選択における責任保険の経済的機能」『三田商学研究』33 巻 1 号
堀田一吉（1991）「責任保険の機能と現代的課題」『三田商学研究』34 巻 4 号
万暁運（2009）「論責任保険」『湖北函授大学学報』第 22 巻第 4 期
馬楠・王栄華・崔艶峰（2013）「責任保険第三人請求権的法理基礎」『湖北函授大学学報』第 22 巻第 4 期
南方哲也（2003）「航空保険の生成と概要」『福岡国際大学紀要』10 巻
李京京（2014）「浅論我国的責任保険」『法制博覧』11 月号
李建華・管洪博（2012）「大規模侵権責任保険制度的適用」『社科縦横』6 月号（総第 28 巻）
林道炯（2008）「我国責任保険発展研究」『海南金融』第 8 期（総第 237 期）
劉国利・李鵬飛（2012）「文化多様性対民生法律的啓示」『国家検察官学院学報』第 20 巻第 6 期
呂秀萍（2006）「我国責任保険発展問題研究」『生産力研究』第 12 期

Characteristics of Liability Insurance in China and Some Problems Associated with It
—Paying Attention to Socioeconomic Function of Liability Insurance—

Faculty of Liberal Arts Department of Life Planning
Emi KANDA

Abstract

This paper, will look at the socioeconomic function of liability insurance, focus on the liability insurance market（L.I.M）in China. By paying attention to the structure of liability insurance from a general view point, through the consideration to its socioeconomic function, the necessity and importance of liability insurance in the present day economic system is recognized anew. The characteristics and problems of the L.I.M in the process of developing the L.I.M are revealed after the survey of its present condition in China. As a result of the analysis, it revealed the following. Although the scale of market is, as a whole, small and the oligopoly of the market is also severe, regional differences are so great that entry of insurance firms under foreign control into the market in China is concentrated in the eastern coastal area. As a result, the legislation by government, federal or municipal, goes behind and understanding of insurance by individual and business is very slow. At the end of the paper, in order to popularize liability insurance in China, some suggestions about above-mentioned problems are made.

Keywords: liability Insurance, Economic Function, Social Function, Insurance Market in China, Understanding of Liability Insurance